

# 優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン（第四計画期間版）改正表

令和7年4月1日

#	ページ(区分)		対象箇所	修正内容
	I	II		
1	p13	p13	2 (2) 検証	<p><b>説明の追記</b></p> <p>なお、第3計画期間に優良特定地球温暖化対策事業所の認定を受け、第4計画期間でも継続して優良特定地球温暖化対策事業所の認定を受けるために認定申請を行う事業所における評価項目での根拠書類との突合確認の対象は、検証ガイドラインで定められている。詳細は検証ガイドラインを参照する。</p>
2	p20	p20	3 登録検証機関による検証	<p><b>説明の追記</b></p> <p>(8) 小売電気事業者のメニュー別排出係数を用いて排出量を算定している事業所の検証</p> <p>「東京都エネルギー環境計画書制度」における小売電気事業者のメニュー別排出係数及び再エネ率の公表値を用いて排出量及び再エネ率を算定している事業所において、小売電気事業者のメニュー別排出係数及び再エネ率に関連する第1号様式その2・その19の前年度CO2排出量実績、評価項目の「IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入」、「IV3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入」、「V1.3 CO2排出量の削減実績」及び「V1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合」の検証が9月末の認定申請までに間に合わない場合は、認定申請事業所は検証機関にその旨を伝え、12月末までの都への認定申請に間に合うように当該評価項目の検証を受ける。ただし、上記の5つの事項以外については、9月末の書類提出において、検証の現地調査までを実施する必要がある。</p> <p>改正表注釈：上は区分Iの表記。区分IIにおいては、下線部は「第1号様式その2・その33」</p>
3	p22	p22	4 (9) その他都が必要と認める書類	<p><b>説明の追記</b></p> <p>「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所は、9月末までに都へ連絡するとともに、検証の現地調査まで終了させた段階の(1)～(3)及び(6)～(9)を提出する。なお、この時点で第1号様式その2・その19の前年度CO2排出量実績、「IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入」、「IV3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入」、「V1.3 CO2排出量の削減実績」及び「V1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合」の評価項目はこの段階になくてもよい。改めて12月末までに検証を終了した全ての書類を提出する。ただし、既に提出した書類に修正がない場合は再度同じ書類を提出する必要はない。</p> <p>改正表注釈：上は区分Iの表記。区分IIにおいては、下線部は「第1号様式その2・その33」</p>

#	ページ(区分)		対象箇所	修正内容
	I	II		
4	p54		1 (1) (ウ) オフィス機器	<b>表記の修正</b> テナント、ビル管理者、清掃会社又は工事会社の使用分は評価の対象に含めない。ただし、テナントが <b>建築主又は総量削減義務の対象者</b> となっている場合は、評価の対象に含める。
5	p56	p55	1 評価書・調書の作成上の留意点 (5) その他の留意点 (区分 I) (4) その他の留意点 (区分 II)	<b>説明の追記</b> I 一般管理事項のうち 3.1～3.2、3.4～3.7 及び 4.8 の評価項目、II 建物及び設備性能に関する事項、 <b>IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち 1.1～1.3、4.1～4.3、V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち 1.1～1.2、2.1、3.1、3.3 の評価項目</b> において採用したシステム及び制御手法は、運用上も活用している場合において評価する。  改正表注釈：上は区分 I の表記。区分 II においては、下線部の記載を含まない。
6	p59	p58	2 (1) (キ) 基準一次エネルギー消費量 ウ) (区分 I) イ) (区分 II)	<b>説明の追記</b> <b>基準排出量が過去の排出量の平均値や標準排出原単位で決定されていない事業所</b> の場合は、認定申請前年度の年間の一次エネルギー消費量を CO2 排出量で除して算出した係数 (GJ/t-CO2) を基準排出量に乗じて算出した値  改正表注釈：上は区分 I の表記。区分 II においては、下線部の記載を含まない。
7	p60	P59	2 (1) (シ) 前年度 CO2 排出量実績、 前年度一次エネルギー消費量実績	<b>説明の追記</b> なお、電気の実排出係数について、小売電気事業者等から購入する電気の場合は、「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を使用する。 <b>この場合、小売電気事業者のメニュー別排出係数が都から公表される時期を踏まえ、9 月末の認定申請時は仮の値 (前年度の東京都エネルギー環境計画書制度における公表値、又は温対法における公表値) を使用することとし、都から東京都エネルギー環境計画書制度における公表値が公表された後に改めて数値を計算する。</b>
8	p108	p230	II 1.5 (区分 I) II 3b.4 (区分 II) 年間を通して安定した地中温度を利用したシステムの導入	<b>検証チェック項目の修正</b> <b>地中熱利用ヒートポンプ又は井水熱利用の場合で評価されていないか。</b>

#	ページ(区分)		対象箇所	修正内容
	I	II		
9	p109		II 2.1 高性能な建物外皮の導入	取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の修正 ア PAL*場合は、BPI <sub>m</sub> の値又はPAL*の基準値及び <b>算定設計</b> 値とする。建物ごとの計算結果が複数ある場合は、延床面積の大きいものから5棟までとし、建物ごとの延床面積を記入する。
10	p199		II 3c.14 高効率給電設備の導入	取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の修正 ※1： <b>主たる</b> 情報通信機器とは、情報通信施設の電算室のサーバラック内に設置している情報通信機器とする。
11	p263	p296	III 1b.20 (区分I) III 3a.13 (区分II) 変风量システムのインバータ周波数 下限値の調整	取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の追記 <b>(3) 空調機に複数のファンを組み込んでいる場合、それらの中でインバータ制御が導入されているものを対象とする。</b>
12	p309	p320	IV 1.3 再生可能エネルギーシステムの導入	取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の追記 <b>(7) バイオマス発電システム、バイオマス熱利用システム又はバイオマス燃料製造システムは、そのバイオマス燃料について、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」中、「3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築」に沿った燃料によるものを評価対象とする。また、バイオマス燃料と化石燃料を混焼させる設備の発電容量又は熱利用容量、年間発電量又は年間省エネルギー量実績は、バイオマス燃料及び化石燃料等の合計定格エネルギー消費量に占めるバイオマス燃料の定格エネルギー消費量の割合をそれぞれに乗じたものを記入する。</b>
13	p311	p322	IV 2.1 オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の追記 <b>(4) オフサイトの再生可能エネルギー発電設備が2010年度以降に発電開始されたものである場合は、追加性の有無の欄で「○」を選択する。なお、2025年度申請においては、2009年度に発電開始されたものである場合も、追加性の有無の欄で「○」を選択してもよい。</b>
14	p314	p325	IV 3.1 再生可能エネルギー電気の購入	取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の追記 <b>(6) 「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所は、仮の値（前年度の東京都エネルギー環境計画書制度における公表値）を使用することとし、都から東京都エネルギー環境計画書制度における公表値が公表された後に改めて割合を選択する。</b>

#	ページ(区分)		対象箇所	修正内容
	I	II		
				<p>※1：購入電力量とは事業所で消費する電力量とし、購入電力量と事業所の消費電力量が異なる場合は、特定温室効果ガス排出量算定に係る「算定除外量および排出係数算定シート」に規定する算定方法による。</p>
15	p316	p327	IV3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入	<p><b>取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の追記</b></p> <p>(4) 「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所は、仮の値（前年度の東京都エネルギー環境計画書制度における公表値）を使用することとし、都から東京都エネルギー環境計画書制度における公表値が公表された後に改めて割合を選択する。</p> <p>(5) 2025年度申請においては、2009年度に発電開始された再生可能エネルギー発電設備の電気も追加性等があるものとして評価してよい。</p>
16	p318	p329	IV4.2 デマンドレスポンスに対応した設備の導入	<p><b>取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の追記</b></p> <p>(3) 評価対象となる年度において上げDR・下げDRの要請がなかった場合は、アグリゲーター等との契約締結していることを実績として評価する。</p>
17	p320	p331	V 1.1 ゼロエミッション化へのロードマップの策定	<p><b>取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の追記</b></p> <p>(1) 事業所内での取組の他、IV 2. 1 オフサイトの再生可能エネルギー発電設備、IV3.1 再生可能エネルギー電気の購入を含めたゼロエミッション化への実現性のあるロードマップが策定されている場合は、次のアからイまでの選択肢の中から該当するものを選択する。</p> <p>ア <b>事業所の</b>ゼロエミッション化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO2削減推進会議で承認されたものがホームページ等で対外的に公表されている場合は、「策定・公表」とする。</p> <p>イ <b>事業所の</b>ゼロエミッション化へのロードマップが策定され、統括管理者が出席するCO2削減推進会議で承認されている場合は、「策定のみ」とする。</p>
18	p324	p335	V 1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合	<p><b>取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の追記</b></p> <p>(6) 「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を用いて排出量を算定する事業所は、仮の値（前年度の東京都エネルギー環境計画書制度における公表値）を使用することとし、都から東京都エネルギー環境計画書制度における公表値が公表された後に改めて割合を選択する。</p>

#	ページ(区分)		対象箇所	修正内容
	I	II		
19	p325	p336	V 1.6 特定温室効果ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績	<b>検証チェック項目の修正</b> 前年度のその他ガス <b>排出削減</b> 量実績及びその他ガス基準排出量を根拠書類で確認できるか。
20	p326 p327	p337 p338	V 2.1 気候変動への適応 -浸水被害への備え -災害時の給排水機能の確保 -災害時の換気機能の確保 -防災備蓄倉庫の確保	<b>取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の追記</b> (1) <b>オ</b> ハザードマップ等において内水及び外水氾濫による浸水が想定されない敷地である場合、「想定最大浸水深以上で実施」を選択する。 (4) 災害時の給排水機能の確保の評価は、次のアからウまでのいずれかを満たす場合は、「確保」を選択する。なお、点検時以外、無人である事業所の場合は、「確保」を選択してもよい。 (5) 災害時の換気機能の確保の評価は、災害時に建物使用者が一時的に滞在する場所において、換気機能や開閉可能な窓や換気口を備えている場合、「確保」を選択する。なお、点検時以外、無人である事業所の場合は、「確保」を選択してもよい。 (6) 防災備蓄倉庫の確保の評価は、災害時に <b>一時的に滞在する建物使用者のための</b> 防災備蓄倉庫を確保している場合、「確保」を選択する。なお、点検時以外、無人である事業所の場合は、「確保」を選択してもよい。 (7) 認定申請事業所内に複数の建物がある場合で、災害時に優先的に機能維持させる建物を選定しているときは、その災害時に優先的に機能維持させる建物において実施されている内容で評価する。